

令和3年第3回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和3年 9月 3日 開会

令和3年 9月10日 閉会

新 郷 村 議 会

令和3年第3回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和3年第2回議会定例会閉会（6月10日）後）	1
会期日程	2

第 1 号（9月3日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第3号及び議案第57号から議案第74号までの上程、説明	6
報告について	12
議案第65号の採決	12
決算特別委員会の設置について	12
散会の宣告	13

第 2 号（9月8日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
永 野 範 英 君	17
稲 葉 嘉 浩 君	25
才 神 幸 男 君	30
散会の宣告	34

第 3 号（9月10日）

議事日程	35
------	----

本日の会議に付した事件	3 5
出席議員	3 5
欠席議員	3 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	3 6
職務のため出席した者の氏名	3 6
開議の宣告	3 7
議案第 5 7 号から議案第 6 4 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	3 7
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	3 9
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
委員会の閉会中の継続調査について	4 5
村長挨拶	4 6
閉会の宣告	4 7
署名議員	5 1

諸般の報告（令和３年第２回議会定例会（令和３年６月１０日）後）

令和３年９月３日（金）

◎ 議決結果の報告

- ６月１６日、令和３年第２回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第１６条第１項、第１２３条第４項及び第２１９条第１項の規定により村長に送付。

◎ 陳情の処理

- ６月１６日、令和３年第２回議会定例会の議決を経た意見書を関係行政庁に送付。

◎ 監査の報告受理

- ６月２２日、７月２０日及び８月２４日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- ８月１６日、監査委員から財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書を受理。

◎ 系統議長会関係

- ８月４日、青森県町村議会議長会正副会長会議出席。

会 期 日 程

令和3年第3回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
9 月 3 日	金	本会議	議案一括上程、提案理由説明 決算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本 会 議 後
9 月 4 日	土	休 会	議案熟考	
9 月 5 日	日	休 会	議案熟考	
9 月 6 日	月	委員会	各委員会	午前 9時
9 月 7 日	火	休 会	議案熟考	
9 月 8 日	水	本会議	一般質問	午前10時
9 月 9 日	木	委員会	決算特別委員会（一般会計・特別会計）	午前10時
9 月 10 日	金	本会議	委員長報告・議案審議	午前10時

第 1 日 (9月3日)

令和3年第3回新郷村議会定例会

令和3年9月3日（金曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第3号及び議案第57号から議案第74号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 報告第 3号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第 5 議案第65号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第 6 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 報告第 3号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第57号 令和2年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和2年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和2年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第66号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案について
- 議案第67号 新郷村過疎地域持続的発展計画案について
- 議案第68号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第3号）案について
- 議案第69号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第70号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について
- 議案第71号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第72号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第73号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案について
- 議案第74号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案について

出席議員（7名）

1番 稲 葉 嘉 浩 君

2番 永 野 範 英 君

3 番 才 神 幸 男 君
6 番 滝 沢 仁 君
8 番 福 山 恵一郎 君

4 番 横 道 一 男 君
7 番 細 川 真理子 君

欠席議員（１名）

5 番 村 岡 和 俊 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名

村 長	櫻 井 雅 洋 君	副 村 長	横 田 堅 悦 君
教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	高 村 郁 子 君
会 計 管 理 者	桜 井 真紀子 君	農 林 課 長	遠 藤 勇 一 君
企 画 商 工 長	櫻 臺 博 明 君	税 務 課 長	戸 田 ひとみ 君
住 民 課 長	沢 口 くみ子 君	厚 生 課 長	松 森 恵理子 君
診療所事務長	工 藤 勝 志 君	教 育 委 員 会 長	福 山 佐登志 君
建 設 課 長	福 山 徹 君	総 務 課 長	高 見 憲 一 君
		農 業 委 員 会 長	
		農 務 局	

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長	本 間 由美子 君	主 幹	谷地村 光 代 君
-------------	-----------	-----	-----------

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和３年第３回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時０２分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、横道一男君、才神幸男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から９月１０日までの８日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から９月１０日までの８日間と決定いたしました。

◎報告第３号及び議案第５７号から議案第７４号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第３、報告第３号及び議案第５７号から議案第７４号までの報告１件、議案１８件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和３年第３回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和３年第３回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、今年も九州や西日本地方で豪雨による災害が発生し、被害が出ております。そして先月、県内市町村で活発な前線停滞による河川の氾濫や住居浸水、道路決壊等で集落が孤立し、甚大な水害に見舞われております。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

当村には被害がなかったものの、先般、連携事業者と大規模災害時における応急対策業務に関する打合せを開催し、台風シーズンに向けた災害時の迅速な対応を確認したところであります。

また、令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症が今なお猛威を振るっており、終息の兆しさえ見えない状況であります。ここ数日間は、生活圏である三八地区の学校や教育保育園で、クラスターによる感染者が急激に増加し、村民が不安な日々を送られております。県民駅伝が中止となり、村では村民運動会、体育大会、さらにはふるさとまつり、敬老会等々中止としております。

そして、８月２７日、青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策本部より示された対策パッケージの要請を受け、８月３０日、第９回の対策会議を開催し、内容を協議した結果、公共施設の閉鎖を決定したところであります。温泉館はさらなる対策を施して営業、グリーンパークのバンガロー、コテージは貸出し中止、その他についても対策を施して営業することとしておりますが、今後の状況によって休業もあり得るとしてしております。８月２２日に村民全ての予約者に対するワクチン接種が完了し、今後は予約されなかった人たちから、再度意向を聞き取りまして事業を進めてまいりたいと思っております。

先月末、ワクチン接種状況は６５歳以上９０．４％、１６歳から６４歳８３．０％、１６歳以下４９．０％となっており、村民全体の対象者２，２２４名に対し、接種者１，９６８名で８８．４８％となっております。現時点で、村内の感染者数は依然として出ておりませんが、ワクチン接種が終わってもコロナ感染症の対策について、村民一人一人が新しい生活様式に基づく行動をお願いするものであります。

コロナ禍により地域経済は停滞しておりますが、農産物の状況は、春から好天に恵まれ生育は順調ですが、各種野菜は昨年度より安価で、ニンニクは高値で推移しております。肉用牛子牛価格は直近３か月で前年比約９％の増で、コロナ禍が発生する以前の価格に戻りつつあります。８月中旬の長雨による影響が怪訝されるが、水稻については、ほぼ出穂されているようで、今後の台風シーズンを控え、情報を早めに、秋の収穫期に向けて県民局や農協、そして営農指導連絡協議会等、関係者と連携を強め、栽培管理や病虫害防除に万全を期し、良質米、高品質農作物生産のために農家指導を図ってまいりたいと思っております。

また、村の諸事業も計画どおり進んでおりますが、コロナ禍対策を基に、魅力ある地域づくり

のため、村の活性化、元気な村、豊かな村づくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、どうか議員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告1件、議案18件についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでありますので、ご報告とさせていただきます。

議案第57号 令和2年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります、この決算状況は、歳入において予算現額で36億5,698万円であり、調定額で36億7,516万4,207円、収入済額で36億5,637万9,643円となっており、収入未済額は1,856万9,110円であり、その内訳は村税805万8,339円、分担金及び負担金400万5,191円、使用料及び手数料166万7,500円、財産収入120万600円、諸収入363万7,480円となっております。

歳出においては、予算現額で36億5,698万円であり、支出済額で33億7,444万8,683円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で2億8,193万960円となり、そのうち基金へ1億2,993万960円、残額の1億5,200万円を翌年度へ繰り越しております。

議案第58号 令和2年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、歳入においては予算現額で4億3,160万6千円であり、調定額で4億413万3,167円、収入済額で3億9,115万4,538円となっており、収入未済額は国民健康保険税で995万3,819円となっております。

歳出においては、予算現額で4億3,160万6千円、支出済額で3億8,339万2,785円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で776万1,753円となり、そのうち基金へ749万7,563円、残額の26万4,190円を翌年度へ繰り越しております。

議案第59号 令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、歳入においては予算現額で8,708万8千円であり、調定額で8,754万7,211円、収入済額で8,748万3,311円となっており、収入未済額は後期高齢者医療保険料で6万3,900円となっております。

歳出においては、予算現額で8,708万8千円であり、支出済額で8,576万6,611円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で171万6,700円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第60号 令和2年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、歳入においては予算現額で5億4,990万6千円であり、調定額で4億6,655万8,135円、収入済額で4億6,572万370円となっており、収入未済額は介護保険料で83万7,765円となっております。

歳出においては、予算現額で５億４，９９０万６千円、支出済額で４億５，８３０万５，８１２円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で７４１万４，５５８円となり、そのうち基金へ２３１万１，８５２円、残額の５１０万２，７０６円を翌年度へ繰り越しております。

議案第６１号 令和２年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては予算現額で９，９４８万３千円であり、調定額は９，６２１万３，４５０円で全額収入済額となっております。

歳出においては、予算現額で９，９４８万３千円、支出済額で９，６２１万３，４５０円となっております。

その結果、歳入歳出同額となっております。

議案第６２号 令和２年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては予算現額で４，６８４万４千円であり、調定額で４，７３４万６，４５４円、収入済額で４，６５８万６６１円となっており、収入未済額は使用料７６万５，７９３円となっております。

歳出においては、予算現額で４，６８４万４千円、支出済額で４，６３５万５４９円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で２３万１１２円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第６３号 令和２年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては予算現額で１億４，４３１万２千円であり、調定額で１億４，４１３万８，１２９円、収入済額で１億４，３８０万１，２０５円となっており、収入未済額は使用料３３万６，９２４円となっております。

歳出においては、予算現額で１億４，４３１万２千円、支出済額で１億４，３５５万７，５２７円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で２４万３，６７８円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第６４号 令和２年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては予算現額で２，９１４万３千円であり、調定額で２，９１５万１，４４７円、収入済額で２，９０５万６，１６３円となっており、収入未済額は使用料で９万５，２８４円となっております。

歳出においては、予算現額で２，９１４万３千円、支出済額で２，８７９万７４３円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で２６万５，４２０円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第６５号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和３年９月２５日をもって満了するので、後任の委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第６６号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案については、個人番号カード再交付手数料の徴収事務が、国からの委託契約体制への移行に伴い条例を改正する必要性が生じたため提

案するものであります。

議案第67号 新郷村過疎地域持続的発展計画案については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定した計画案を提案するものであります。

議案第68号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,939万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,465万5千円といたしました。

歳入の主な内容は、10款地方交付税で普通交付税2億1,431万2千円、15款県支出金で県営ふるさと新郷地区中山間地域総合整備事業用地事務費2,880万円、18款繰入金で農林業振興基金30万円をそれぞれ追加しております。

21款村債でふるさと新郷中山間地域総合整備事業債70万円、有機資源センター改修事業債で1億500万円、それぞれ追加し、商店活性化こども商品券発行事業債230万円、橋梁整備事業債820万円、除雪機械整備事業債560万円を減額しております。

歳出の主な内容は、2款総務費、7項企画振興費で村特産品等PR業務委託費500万円、ネットワークシステムリース料125万4千円、定住促進住宅柵設置工事費270万円をそれぞれ追加しております。

3款民生費、1項社会福祉費で介護保険特別会計への繰出金618万1千円、自立支援医療費等給付費400万円をそれぞれ追加しております。

4款衛生費、1項保健衛生費で診療所特別会計への繰出金1,362万4千円を減額し、予防接種等委託料492万9千円、2項水道費で簡易水道特別会計への繰出金220万円をそれぞれ追加しております。

6款農林水産業費、1項有機資源センター費で1億812万円、2項林業費で林道修繕工事費300万円、中山間地域総合整備事業費で用地費・補償費2,860万円をそれぞれ追加しております。

7款商工費、1項間木ノ平地区公園整備費で配達用保冷車購入費550万円、温泉事業管理運営費で修繕費315万1千円をそれぞれ追加しております。

8款土木費、1項土木管理費で特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金175万円、車両購入費400万円、2項道路維持費で側溝等土砂排土等委託料200万円、村道除草作業等委託料100万円、工事請負費600万円、道路改良事業費で測量設計委託料100万円をそれぞれ追加しております。除雪対策費で除雪ドーザ購入費1,568万6千円を減額しております。

10款教育費、2項新郷小学校改修工事設計委託費210万円を追加しております。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費で委託料・工事請負費で700万円、2項公共土木施設災害復旧事業費で委託料・工事請負費350万円をそれぞれ追加しております。

議案第69号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,545万1千円といたしました。

議案第70号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ8,467万円といたしました。

議案第71号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案についてであります
が、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,406万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ5億3,444万1千円といたしました。

議案第72号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案について
ありますが、歳入歳出予算の総額に変更はないが、歳入歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ1億17万9千円といたしました。

議案第73号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案についてであります
が、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ5,262万8千円といたしました。

議案第74号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案につ
いてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ1億6,164万6千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴
い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） 副村長。

○副村長（横田堅悦君） ちょっと今の提案理由の修正をお願いしたいと思います。

議案第57号、提案説明のほうの修正になりますけれども、議案第57号の5ページの中段に
なりますけれども、歳出において予算現額の36億5,698万円であり、支出済額で「33万」
というふうに読み上げましたけれども、「33億」というふうに訂正をお願いしたいと思いま
す。よろしくをお願いします。

◎報告について

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、報告第3号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足
比率の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されていま
す。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第65号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第65号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、
これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（福山恵一郎君） 日程第6、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第57号から議案第64号までの令和2年度新郷村一般会計決算及び各特別会計決算を審議するため、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第64号までを審議するため、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって決算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において決算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る9月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時39分）

第 2 日 (9月8日)

令和3年第3回新郷村議会定例会

令和3年9月8日（水曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

永野範英君

稲葉嘉浩君

才神幸男君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（7名）

1 番 稲 葉 嘉 浩 君

3 番 才 神 幸 男 君

6 番 滝 沢 仁 君

8 番 福 山 恵一郎 君

2 番 永 野 範 英 君

4 番 横 道 一 男 君

7 番 細 川 真理子 君

欠席議員（1名）

5 番 村 岡 和 俊 君

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 櫻 井 雅 洋 君

教 育 長 岡 田 稔 君

会 計 管 理 者 桜 井 真紀子 君

企 画 商 工 長 櫻 基 博 明 君

住 民 課 長 沢 口 くみ子 君

診療所事務長 工 藤 勝 志 君

建 設 課 長 福 山 徹 君

副 村 長 横 田 堅 悦 君

総 務 課 長 高 村 郁 子 君

農 林 課 長 遠 藤 勇 一 君

税 務 課 長 戸 田 ひとみ 君

厚 生 課 長 松 森 恵理子 君

教 育 委 員 会 長 福 山 佐登志 君

総 務 課 長 高 見 憲 一 君

農 業 委 員 会 長
農 務 局

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 本 間 由美子 君

主 幹 谷地村 光 代 君

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第１、一般質問を行います。

◇ 永 野 範 英 君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

２番、永野範英君。

○２番（永野範英君） 議席番号２番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして２点ほど質問をさせていただきます。

まずは、先月８月１０日からの記録的な大雨災害によりまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災されました多くの方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、新郷村に移住していただきまして、９月６日月曜日に某新聞に「世界一の村に恋して」と題しまして、新郷が世界で一番とＰＲしていただきましたアメリカ出身のクリストファー・トーマス・カールセンさん、奥様の真紀子さんへ心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、１点目でございますが、デジタル時代についてであります。

デジタル化への村の対応についてお伺いいたします

９月１日にデジタル庁が発足し、本格的にデジタル時代を迎えることになりました。行政デジタル化の目的は、住民サービスの向上と充実、そして自治体職員の働き方改革、すなわち効率化であると思います。

３月定例議会において、どのような準備を進めていくのか質問をさせていただきました。そのときの村長の答弁は、村の実情に合わせてどの行政サービスをデジタル化させていくことが住民にとって効果的なものとなるのかを考えながら取り組んでいくことが重要である。また、デジタル社会への構築に向けた取組が本格化する中、現在、普及促進しているマイナンバーカードは、デジタル社会を生きる上で重要な役割を担うものとなるため、まずはマイナンバーカードの普及の加速化を推進していかなければならないなどの答弁がありました。

そこで、再度、デジタル化への村の対応について、次の３点についてお伺いいたします。

１つ目、現在、デジタル化への取組が決まっている業務などがあればお知らせください。

また、今後であります、デジタル化を農業への推進はもとより、福祉、医療、観光などに推進されるお考えがあるのかどうか、村長のお考えをお伺いいたします。

2つ目、行政のデジタル化を生かすために、これに取り組む人材が必要であると思います。担当する職員については、相当な知識などが必要と考えます。人材の確保や育成についてはどのように進めていかれるのか、村長のお考えをお伺いいたします。

3つ目、文部科学省のGIGAスクール構想についてであります。

当村のGIGAスクール構想の概要についてお知らせください。そして、当村のICT教育がスタートしてからの教育体制、取組などについて教育長よりお伺いいたします。

次に、2点目でございますが、災害対策についてであります。

災害時における村の対応についてお伺いいたします。

全国各地で局地的な豪雨による災害が発生し、多くの方が亡くなり、また被災されております。

青森県内でも8月10日、台風9号から変わった温帯低気圧の影響で、むつ市大畑地区、風間浦村、七戸町など、下北や上北地方を中心に大雨となり、一部地域では300ミリを超える24時間降水量を記録、橋の崩落や土砂崩れが相次ぎ、道路が寸断され、両市、村の800人以上が孤立。七戸町では2,433世帯が断水するなど、県では同日、自衛隊へ災害派遣を要請し、下北、上北地方6市町村、計6,006世帯、1万2,290人に避難指示と高齢者等避難を発令し、むつ市、七戸町、風間浦村に災害救助法を適用するなどの報道がありました。

8月14日には、西日本で記録的な大雨となり、14河川が氾濫、4県に大雨特別警報が発令され、佐賀県嬉野市では11日からの総雨量が1,000ミリを超えるなど、8月の平均値の約3.7倍となったと発表しました。

消防庁によると、特別警報の4県、約65万世帯、約142万人に対し、避難情報のうち最高レベルの緊急安全確保が14日に発令され、その後、長野、岐阜、島根、各県でも発令されたと報道がありました。

災害が発生するたびに、行政の対策、対応力が問われます。備える時間があつたのにできていないということで、行政の責任が問われてまいります。

新郷村など五戸地方では、ありがたいことに直近こそ大きな災害が起きておりませんが、いつ、何時、何が起きるか分かりません。

そこで、村民の生命と財産を守るための対策、対応についてお伺いいたします。

1つ目、近年、想定外の大災害が発生していること、8月の大雨災害が発生していることなどもあり、8月19日に役場担当課などへ行き、新郷村地域防災計画についてお尋ねいたしましたところ、平成26年に見直しが行われたが、それ以降は見直しは行われていないということでありました。東日本大震災以降、特に何十年、何百年に一度の災害、これまでに経験したことのない大雨、それに伴う土石流、想定外の災害などの表現が使われるような災害が毎年のように発生し、その都度、国や県でも計画の見直しが行われているのが現状であります。

当村の防災計画は見直しから7年が経過しております。近年の異常気象など現状を踏まえた防災計画の見直しが必要かと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

2つ目、防災計画では、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備することになっております。

新郷村では、地域防災マニュアルは計画見直しの際、随時作成しているとのことですが、避難

所運営マニュアルについては作成されていないとのことでありました。作成するには、地域住民の意見、話し合いなどが必要となりますが、コロナ禍の中でもあり、また三八地方でのコロナ感染者が増加していることなどもあり、早急の作成はできないと思います。しかしながら、運営マニュアルがなければ有事の際、役場職員、地域住民、関係団体などの確に避難所での行動ができないと思いますので、今後の重要課題として避難所運営マニュアルの作成、そしてまた高齢者や障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、避難行動要支援者に対する避難できる仕組みづくりの作成なども今後必要かと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、2番、永野議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の現在、デジタル化への取組が決まっている業務があるのか、また今後、農業への推進、福祉、医療、観光等に推進される考えがあるのかどうかについてですが、デジタル化につきましては、永野議員が述べたとおり住民サービスの観点から今後必要であると考えられておりますが、マイナンバーカードの普及、推進が最重要であり、それを受けて各行政事務に課されていくことと思っております。

9月に発足したデジタル庁も、デジタル社会の実現に向けた取組の一つに、マイナンバーカードの利活用や普及を掲げております。国は、令和4年度末までにほぼ全員に行き渡ることを目指し、本年度中に健康保険証として運用を開始し、令和7年度末には運転免許証との一体化を進める計画であると聞いております。

現在、マイナンバーカードの普及実施済数は、全国では令和3年8月1日現在で約4,563万枚、交付枚数率は約36%。当村では令和2年10月1日現在で319枚で13.2%でしたが、令和3年8月末現在では608枚、交付枚数率は25.7%であり、全国と比較すると少し低い水準となっておりますが、昨年末から広報に取得についての記述を掲載するなどの広報に努めた結果、申請枚数は大幅に増加いたしております。

住民サービスの取組については、マイナンバーカードの保険証利用を見据え、診療所においてオンライン資格確認システムの整備が始まっており、患者の方の直近の資格情報等が確認できることにより、期限切れの保険証による受診を防ぐことが可能となり、窓口や患者の負担の削減が期待できるところであります。

また、証明書申請の押印を見直すことにより、オンライン化に向けた体制づくりとしており、行政手続等に係る申請についてオンラインを利用できるよう整備しているところであります。

農業分野でのデジタル活用としては、ICTを活用した肉用牛地域一元管理体制構築支援事業を令和2年度から県重点事業として実施しております。これは村内の肉用繁殖雌牛全頭をデータベース化し、畜産農家や関係機関で情報を共有することで、生産間隔の短縮や疾病予防など管理技術の向上と経営の安定を図るものであります。また、航空写真撮影用ドローンを導入し、農地や山林の確認業務等に活用を始めております。

今後は、デジタル庁等が打ち出す具体的な政策を基に、福祉、医療、観光等のあらゆる行政手続のデジタル化を図り、住民サービスの向上に努めたいと考えております。

2つ目のデジタル化に係る人材についてですが、これからはデジタル技術等の知識、能力、経験等を持った職員が必要となってくるところでございます。人材の育成に関しては、研修機関等が行う研修の活用により、中長期的な観点で人材の育成を図っていきたいと考えております。また、必要に応じて国の財政支援の下、外部人材の活用も検討したいと考えております。

現在、新郷村行政改革推進協議会に電算システム導入方策検討委員会を置いて、担当課と協議しながら電算システムの費用や保守体制など、システムの導入全般について検討させております。今後は、この検討委員会もデジタル化に向けた対応について協議させたいと考えております。

なお、GIGAスクール構想については、教育長から答弁させます。

以上です。

次に、災害時における村の対応についてお答えいたします。

1つ目の防災計画の見直しについてですが、近年の各地での想定外の災害を目にすれば、当村も例外ではないように思われ、いつも危機感を持っております。

防災計画の見直しにつきましては、平成26年度に見直しが行われ、その後は見直しがされていないのが現状であり、早急に見直す必要があると考えております。そのためには、国・県、関係機関と協議を重ね、作成に向けて業務を進めていきたいと考えております。

次に、2つ目の地域防災マニュアル、避難所運営マニュアル等の整備についてですが、村では防災マップを全戸に配布し、災害時の避難所等を示し周知させております。地域防災マニュアルとは、住民自身が協力して自分たちの身を守る共助が防災の要となると思います。いざというときに迅速かつ的確に活動できるようにするため、日頃から地域でマニュアルを定めておくことが大事だと思っております。

新郷村では、各常会において自主防災組織を結成していただいております。結成届書には組織図があり、平常時の活動、災害時の活動が表示され、班名とそれぞれの班長が明記されております。19の常会からはこの結成届が提出されておりますが、中には組織表や防災計画書の提出をされた常会もありました。防災計画の中にも自主防災組織の育成強化の項目もありますので、今後は防災計画の見直しとともに防災意識の普及に努めていきたいと考えております。

避難所運営マニュアルについては現在作成中ですが、コロナ対策に対応したマニュアルにしたいと思っております。例年であれば、新郷村総合防災訓練の際に、避難所開設、運営訓練を行って運営の確認等をしてきましたが、コロナ禍ということもあり、防災訓練は中止とし、避難所を運営する役場職員に対し、避難所開設訓練等を行いたいと考えております。避難行動要支援者については、要支援者名簿を作成しており、警察、消防に名簿を毎年渡しており、有事の際には安否確認等の体制づくりをしております。

また、定例会の冒頭でも申し上げましたが、台風シーズンに向けて大規模災害時における応急対策の打合せを当村の事業者と連携事業者で確認し、早期対応を協議したところであります。避難については、地域の消防団員に協力していただくような体制づくりをしていきたいと考えております。

以上、永野議員の質問に答弁させていただきました。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） それでは、村長の答弁に引き続き、2番、永野議員の質問にお答えします。

G I G Aスクール構想とは、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現をするために、学校現場における I C Tの積極的な活用が不可欠だという観点から、G I G Aスクール構想が令和元年12月に文部科学省から発令され、令和2年度末には児童・生徒の1人1台端末が整備され、スタートしたばかりであります。

新郷村は、平成31年4月から I C T支援員を配置して I C T教育の充実を図ってきております。それ以前は、パソコンに堪能な先生方とそうでない先生方では I C T機器の活用面では大きな差がありましたが、 I C T支援員が配置されてからは、先生方の I C T活用の幅が大きく広がりました。令和2年度末には、1人1台端末は国庫補助金で100%整備されております。また、端末保管庫やネット環境、電子黒板等、新郷村は充実しております。

村のG I G Aスクール構想というものはありませんけれども、基本方針として、1番、 I C T機器活用の日常化、2番、教職員の I C T活用指導力の向上、研修機会の充実、3番、情報モラル教育の充実、4番、保護者や地域等に対する理解の促進、以上4項目を上げて、これからの新郷村の I C T教育の充実に努めていきたいと思っています。まだスタートの年度でもあり、足りないところもあるかと思いますが、活用しながら問題点を探り、解決しながら進めていきたいと思っています。

以上で、永野議員への回答を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 丁重なご説明ありがとうございました。

再質問ですが、デジタル化への村の対応についてであります。

まずは、現在、デジタル化への取組が決まっている業務、そしてまた今後農業などへ推進していくことにつきましては、決まっているものは肉用牛とか航空写真などデジタル化して現在利用しているということでございます。そして、今のところはマイナンバーカードの普及、促進に取り組んでいきたい。そしてまた、国の動向などを踏まえながら、村としてのデジタル化に取り組んでいかなければならないというふうな答弁でございましたけれども、人材育成につきましては外部人材から協力を得る形でまた取り組んでいきたいと。

それからG I G Aスクール構想につきましては、昨年の秋、令和2年度ですか、児童・生徒1人1台のタブレットが整備されていると。それから、教員につきましてはデジタル機器が整備されまして、 I C T支援員が設置されまして、 I C T教育もスタートしたということでございますけれども、そこで再質問でございますけれども、デジタル化の対応についてであります。

1つ目は、国全体のマイナンバーカードの普及率は、9月1日現在で、先ほども村長が話しておりましたけれども36%というふうに聞いております。現在の当村におけるマイナンバーカードの交付状況、普及率というのは、村長が答弁したとおり25.7%であるというふうに先ほどお聞きいたしましたけれども、ちょっとまだ低いような気がいたしますけれども、さらに村長が

これからマイナンバーカードの普及の加速化を進めていくために、どのような施策を持って普及の加速化を進めていくのかお伺いをいたします。

2つ目でございます。

教員のＩＣＴ教育、スキル不足というのが他町村などから聞こえてくるんですが、村ではあるのかどうか、まずはそこをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、3つ目でございますけれども、災害対策における村の対応についてでありますけれども、業務継続計画というのがございますけれども、この計画は災害などによりまして、役場庁舎自らが被災し、村の業務を阻害するような大災害に直面したときに、被害を最小限に抑えながら、その中で業務を継続するため限られた人員や物、情報など利用できる資源に限りがある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務といいますけれども、その業務を特定いたしまして、業務の執行体制とか対応手順、継続に必要な資源の確保などを定める計画でございますけれども、現在、村では策定されているのかどうかお伺いをしたい。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、マイナンバーカードの普及方法の件なんですが、先般、防災無線で周知していましたが、一時期、マイナンバーカードを作成する機器がちょっと故障して、それでストップしておりましたが、広報とかそういうもので、また防災無線を通じて、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと、そう考えております。

今現在は、その機器が整備されて、整備というんですか、直りまして常時できるようになりましたけれども、その点は機械のほうの手違いでできなかったんですが、これからそういうふうな形で進めたいと思います。

それから、次の防災関係については、現在、うちのほうではそういう計画は策定していないということから、必要があればやっぱりそういうふうなのを見直ししていかなければならないのかなという、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） 先ほどの他町村の何々不足というのを、私、すみません、ちょっと古希が近づいてまいりまして、耳がちょっと遠くなって聞き取れなかったんですが、何不足でしょうか。

（「スキル」の声あり）

○教育長（岡田 稔君） スキル。分かりました。すみません、スキル不足ですか。

先生方は、確かにそういうスキルに関して足りない部分は多々あるかと思っております。ただ、それに対する機会としては、例えば研修会、それから三八教育事務所でやっている研修会でもそうですし、校内でＩＣＴの支援員がいますので、特に苦手な先生方はＩＣＴの支援員に質問、そういうことをしたりして解決していつていると聞いております。

以上でございます。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

マイナンバーカードの交付状況というのは、まだまだ低い状況にございますけれども、どうか50%を超えるように頑張ってくださいというふうに考えております。普及につきましては先ほども説明がございましたけれども、広報などを利用いたしまして村民がマイナンバーカードについて理解をしていくことが前提であることから、広報などで周知徹底を図っていくんだということでございます。デジタル化が推進されていく中で、先ほど村長もお話ししておりましたけれども、マイナンバーカードというのは行政手続の面であり、証明する書類であり、身分証明書として民間のオンライン取引など様々な分野で利活用が重要視されてまいりますので、交付率も低いことから、村長が言うようにマイナンバーカードの普及の加速化を推進していただきたいと思います。

それから、次に教員のICTスキル不足につきましては、教育長もお話ししておりましたけれども、研修会などを実施していただきまして課題の解消に取り組んでいきたいということでございますので、どうか先生方にも頑張ってくださいと思います。

ここでちょっと私が言いたいのは、教育につきましては、最終的には機械だけに頼るのではなくて、人と人との触れ合い、そしてまた感情とか情緒的な教育も欠かせないと思いますので、デジタル化の中にもありましても、児童・生徒一人一人としっかりと向き合えるような教育を行えるようお願いをしたいということでございます。

今後、デジタル化は行政だけでなく我々の生活、社会、産業に大きな変化をもたらすと思いますので、より便利に、より快適に、そしてより豊かな生活が送れますように、しっかりと村として取り組んでいただきたいと思います。

次に、業務継続計画につきましては、現在作成されていないということでございますので、やはり近年の異常気象に伴う8月の青森県での災害、そしてまた西日本での大雨などが発生した場合は、五戸川に隣接している役場庁舎、山村開発センター、美郷館などへの甚大な被害が発生すると思われますので、庁舎移転なども考えながら、前向きに業務継続計画策定について検討していただきたいと思いますというふうに考えております。

次に、防災計画の見直しについては進めていくということでございますので、どうか村民の生命と財産を守るために、一刻も早く見直しができるように検討していただきまして、大災害に強く対応できる防災計画の完成ができるようによろしくお願いいたします。

次に、避難所運営マニュアルの作成及び避難行動要支援者への避難できる仕組みづくりの作成については、現在作成中とのことでございますので、いつ、何時起きるか分からない大災害に備えるために避難住民の多様なニーズに対応できる運営マニュアルの作成、要支援者を避難させることができる体制づくりの作成をお願いしたいと思います。

本日は、デジタル化への村への対応について、災害時における村の対応についてを質問させていただきました。どうか村民の安心・安全な暮らしのために、村民が共有する防災意識として、現状を踏まえた防災計画などが一日でも早く樹立されますようよろしくお願いいたします。

今後とも櫻井村長の行政手腕にご期待を申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

件名、令和3年第2回新郷村議会定例会の一般質問に対するその後の新郷村の対応についてお聞きします。

令和3年度新郷村固定資産税納税通知書の発送が遅れた件に関する一般質問につき、その後の新郷村の対応について。

令和3年6月開催の第2回新郷村議会定例会の一般質問において、令和3年度新郷村固定資産税納税通知書の村民への発送が例年よりも遅れた理由、それに対する新郷村の対応について質問させていただきましたが、その後、新郷村はどのような取組、あるいは対応をしているのかお伺いいたします。

再発防止策について、村長より、町内会議において管理職に対し、決裁だけではなく職員一人一人の仕事に目を配り、内容を把握するように指示した旨の答弁がありましたが、同議会での指摘を受けて、その後新たに管理職以外の一般の職員に対して職務遂行における意識改革等、職員の質向上につながる取組、あるいは指導等は行われているのでしょうか。また、今後そのような計画はあるのでしょうか。

次に、同議会において、村長自身また職員に対する罰則等については、ルールに従い条例に基づき設置されている懲罰委員会において決定されると答弁なさいました。その懲罰委員会は開催されたのでしょうか。もし、開催されたのであれば、いつ開催されたのか、その構成員は誰で、どのような話し合いが行われたのか、そしてその結果はどうなったのかお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の令和3年度新郷村固定資産税納税通知書の発送が遅れた件に関する一般質問について、その後の新郷村の対応についてのお答えをいたします。

役場で行っている各種業務等について、住民の方々からの問合せがあった際には、分かりやすく説明をして、内容についてご理解をいただくよう努めております。

また、職員の意識改革、質向上につながる取組といたしましては、職員一人一人が日常の執務体制を見直し、公務員としての自覚を持って職務の適正な執行のために、服務規則の遵守についてと題し、適正な予算執行についてソーシャルメディアの適正な利用や個人情報や保護、執務姿勢、交通事故防止等、職員が遵守すべき義務について管理職員自ら行動し、率先してその範を示し、所属職員との対話を積極的に進め、職場全体で取り組むようにと文書で配布したり、庁内会議でも指導の徹底をお願いしたところであります。

職員の処分については、職員懲戒等審査委員会を行いましたので、それに関しては委員長である副村長から答弁させていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 副村長。

○副村長（横田堅悦君） 自席からの答弁とさせていただきます。

それでは、私のほうから町長の答弁に引き続き、1番、稲葉議員の令和3年度固定資産税納税通知書の発送が遅れた件に関する職員の処分についての質問にお答えいたします。

6月21日、私が副村長就任直後、村長より本件について職員懲戒等審査委員会の審査手続をするよう要請があり、本件の当事者から事実関係の調査を実施するとともに、過去の当村における処分事例等を調査した上で、関係法令に基づき、7月19日に新郷村職員懲戒等審査委員会を開催しました。

構成員については、新郷村職員懲戒等審査委員会要綱の第2条で、委員会の委員は副村長、教育長、会計管理者、総務課長及び村職員1名をもって組織し、副村長が委員長となると定められております。

また、第4条第5項では、委員は自己又は自己の親族に関する議事に参与することができないと規定されております。

また、審査委員会要綱では、懲戒処分等の透明性、公平性を期すると定められておりますので、当村の過去の処分事例のほか、三戸郡内各自治体の近年の処分事例等を参考事例として聞き取り調査を行い、新郷村職員の懲戒処分等の指針で規定している標準処分例に基づき、出席委員全員から意見を求め、全会一致で処分案を決定し、同日付で村長に結果報告書を提出しております。

処分内容の結果は、当該担当職員には訓告処分とし、監督責任者には文書による嚴重注意の処分を同日付で発令、交付しております。

以上が、令和3年度固定資産税納税通知書の発送が遅れた件に関する新郷村職員懲戒等審査委員会の経過と結果の概要でございます。

これで稲葉議員の答弁を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） ありがとうございます。

再発防止策についてですが、催告書でも触れましたが、さきの令和3年6月議会において管理職に対し、決裁だけでなく職員一人一人の仕事に目を配り、内容を把握するように指示がなされた。また、管理職に対して先ほど村長が述べられたのは、平成26年に管理職に対して服務規律の重視についてという文書が出されていまして、それに基づいて職員一人一人が日常の執務姿勢を見直し、公務員としての自覚を持ってそこに精鋭するよう職員に徹底してくださいと。また、所属長をはじめ管理監督職にある者は自ら行動し、率先してその範を示し、所属の職員との対話を積極的に進め、職場全体に取り組んでくださいというものの中でいわれるソーシャルメディアの適正とか、職場における携帯電話の使用についてとか、交通事故の防止とかというものだと思うんですが、一般の職員に対しては、これは何か研修会とか、そういう指導というようなものはあったんでしょうか。

やはり、村長が以前答弁でも言われたように、管理職に限らず職員一人一人の質の向上が、職員本人にとっても新郷村の住民にとっても必要なことと思いますが、そのことに関する取組はやっているんでしょうか。そういうのを続けていくつもりはあるんでしょうか。

次に、懲罰委員会と言いましたが、新郷村職員懲戒等審査委員会ということだと思いますが、条例や規約でもって定められたことだと思いますが、内容についてはとやかく言うことはないんですけれども、その中で構成員の中に総務課長というのが入っていたと思うんですが、先ほど言われた審査委員会の要綱の第4条5項で、委員は自己又は自己の親族に関する議事に参与することができないということは、この委員会に総務課長も出席していたんでしょうか。もし出席していれば、やはり自分の処分について意見を述べているということになると思うんですが、利害関係があると思うんですけれども、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今まで管理職と月1回ずつ会議をやっているわけなんです、その場でやはり管理職に自分たちの課員を徹底して指導してくださいという要請はしておりますが、職員全員集めてそういう研修等々についてなかなかできない状況です。職員全員が集まるというのは、御用納めとそれから仕事始めのときは全員集まりますけれども、その場でもやはり公務員としての自覚を忘れないようにという話はしております。がしかし、今、副村長ができたということから、必ず副村長のところに決裁も回ってきます。その時点でも常時指導している様子が伺っております。また、私のところにも来れば、やはりちょっと、指導したほうがいいのかと思う人に対しては、その都度、人前では言わないけれども、やはりその場で話をして指導はしているように心がけております。

それから、次の懲罰委員会というんですか、その関係についての委員会の関係については、やはり私が携わっておりませんので、副村長のほうから説明させます。

○議長（福山恵一郎君） 副村長。

○副村長（横田堅悦君） それでは、職員の懲戒等審査委員会について、先ほど私の説明のほうで、要綱の第4条第5項で、委員は自己又は自己の親族に関する議事に参与することができないと記述されていることを申し上げましたので、そのとおりでございます。関係している職員は参与しておりません。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 今の懲罰委員会の件については、まず先ほどの懲戒等審査委員会の要綱の中でも、委員の過半数以上の出席があれば成立して、そこで決めることができるということで、成立してこの規約等に基づいて全部決められたことだと思います。

ただ、もう一つお伺いしたいというか言いたいことは、この新郷村職員懲戒等審査委員会が行われたのが7月19日でしょうか、その後、本議会の前にも議会議員全員協議会がありますし、その内容について議員に説明する場があったと思うんですが、通常の事例であれば議員に報告する必要はないと思いますけれども、一般質問で取り上げられたことに対しての説明は当然されるべきではなかったんでしょうか。なぜそれが今までなされてこなかったのか。

私たち議員に対する説明がなかったこと、説明が今日に至ったことについては、村長が以前述べた議会に一から十まで全て報告する必要がないという旨の発言から、議会軽視ではないかと思われてもしようがないんじゃないでしょうか。議会に対して、もう少し誠意を持った紳士的な対

応をお願いしたいと思います。

また、職員の意識改革、村長がさきの6月議会でも述べた職員の質向上については、地方公務員法第39条で、職員は勤務能率の発揮及び増進のため研修を受ける機会が与えられなければならないとあります。

当村においては、先ほど一般の職員に対しての研修等が行われていないようなんですが、いずれにしても一番大切なのは村民の安定した安心・安全であり、誰もが幸せな生活を送ることです。そのためには、組織全体の一致した明確なビジョンや理念の共有が必要であり、その上できちんとした管理体制の構築が大事であると思います。管理職に限らず職員全員が情報を共有し、同じ認識を持って村民の質問や希望していることに職員の誰もが答えられる、専門的、専門分野ではなくても、ある程度同じ対応が職員の誰もができるような研修会や職員の教育システムを構築する必要があるのではないのでしょうか。

村民にとっては、役場職員は管理職であろうと一般の職員であろうと、同じく新郷村のために働いてくれる、信頼できる頼れる存在であってほしいと思います。そして、そのためには永野議員が先ほど述べていたデジタル化、ICTの推進が不可欠であり、まずデータベースの一元化、そして公開できるものは公開することが必要だと考えます。どうか今まで以上の取組をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で、1番、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、3番、才神幸男君の発言を許します。

才神幸男君。

○3番（才神幸男君） 議席ナンバー3番、才神です。

ただいま議長よりお許しがありましたので、質問させていただきます。

1番、件名、社会福祉協議会について。

要旨、社会福祉協議会が実施しているヘルパー等の事業について。

明細、村の高齢化率は県内でも上位に位置しており、団塊世代が後期高齢者になってきており、それに伴って支援を要する人、または施設入所者も増えてくるのではないかと考えられます。

しかし、いろいろな家庭の事情で十分な介護ができない、また施設に入所したくても入所できない人も出てくるのではないかと思います。

村では、社会福祉協議会がヘルパーによる在宅介護等を実施しているわけですが、私はその役割はますます重要になってくるのではないかと考えています。

しかしその反面、ヘルパー職員の高齢化、また職員を募集してもいまだに応募者がいない状態であり、このままではヘルパー事業に影響が出てくるのではないかと心配しております。

そこでお伺いします。

村長はこの現状をどのように見ているのか、そして今後、村の福祉事業にどのような考えで取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、才神議員の社会福祉協議会についてのご質問にお答えいたします。

本村の今年7月末の人口は2,318人で、高齢化率は49.2%を超えており、毎月0.8%以上上昇しているのが現状であります。3年前の平成30年7月の人口は2,533人で、高齢化率は45.8%でした。今年の7月現在と比較してみますと、人口は215人減少、高齢化率は3.4%アップしていることになり、高齢化の波は待ったなしで押し迫ってきております。

ヘルパー事業を運営している村社会福祉協議会からお聞きしたところ、現在、介護保険を申請してヘルパーを利用している方は村内に16名いらっしゃいました。そのほか、掃除や調理などの生活援助で週1回有料で利用されている方が2名いらっしゃるとのことでした。自宅での生活を支える事業として、今後も一定数の利用が見込まれているところであり、介護保険事業計画にも盛り込んでおります。

ヘルパー業務は交代制とはいえ年中無休であり、夏ならばともかく冬は吹雪や道路の凍結に神経をすり減らしての車の運転をし、利用者のお宅を訪問しており、仕事とはいえ頭の下がる思いです。

また、社協の現在のヘルパーの職員体制を聞きましたところ、正職員が1名、登録ヘルパーが3名の計4名で、高齢者の自宅を訪問しサービスの提供をしているとのことでございます。

才神議員がおっしゃるように、登録ヘルパー3人も67歳から69歳の年齢に達しており、定年制はないものの、この先万一、登録ヘルパーが1人でも退職することになれば、訪問介護事業を廃止しなければならないこともあり得るとのことでした。

この対策として、社会福祉協議会では、今年の4月と7月に常勤で働く正職員ヘルパー募集のチラシを村内に配布するとともに、ハローワークにも募集登録をしたとのことですが、いまだに問合せも申込みもないと聞いております。社会福祉協議会は、利益を目的としない独立した民間団体ですが、村では和の家の管理や生活困窮者就労準備支援等事業の委託をしているほか、法人を運営する事業においても補助金を交付しております。

喫緊のヘルパー事業の安定的な運営のための打開策の一つとして考えられるのは、ヘルパーの養成事業であります。今年度に入り、社協では、旧ヘルパー2級の資格を取得するための研修費用は自己負担してもらい、研修地までの公用車使用と日給の支給をしたケースがありましたが、今後のことを考えれば、これからもこのような支援を継続して実施し、ヘルパーを養成することも検討していかなければならないのではと考えております。

また、社会福祉協議会から、村内においてヘルパーや介護福祉の資格を有している方がどれくらいいるのかお聞きしましたところ、把握している範囲内で7名との回答が来ました。いずれの方々も、現在、村外の事業所や自営業に携わっているのが現状のようですが、この方々に声がけしてみるのも方法の一つと考えております。また、ヘルパー事業の体制維持が困難であれば、近隣のヘルパー事業所や民間企業などに協力を依頼することも視野に入れなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、近隣の社会福祉協議会や民間事業所、自治体などとも情報交換をす

るなどした上で、福祉協議会と村がこれまで以上に協議を重ね、住民のニーズに応えられるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 再質問はありませんか。

3番。

○3番（才神幸男君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

社会福祉協議会が発足して20年以上が経ち、現在では事務職員3人、ヘルパー職員4人で業務を行っているようですが、その中でヘルパーも高齢者が多く厳しい業務の中、一生懸命頑張っているようです。

村には正規ヘルパーが3人必要であると聞いています。しかし、パートヘルパーを入れても2.5人にしかありません。この状態が続けば、ヘルパー職員に負担がかかるばかりではなく、介護者にも迷惑がかかるのではないのでしょうか。

そこで、再質問させていただきます。

社会福祉協議会の役員会が年に何回か行われているようですが、役場からは厚生課長が出席していると聞いています。役員会で、ヘルパー職員の高齢化、職員の応募者なし、この状況に今後どのような対応をしていくのか話合いが出ているのかどうか、これは厚生課長のほうがいいと思うんですけどもお聞きしたいと思います。

今後、この福祉協議会の役員会に村長自ら出席する考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

村では、老人福祉法、介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度までを期間とする第8期計画を策定しました。その中に社会福祉協議会の掲載もあり、一部抜粋ですが、地域福祉の要である社会福祉協議会との連携、協働は不可欠であり定期的な連携を行っていくと力強い言葉で書いてあり、私は社会福祉協議会が村にとっていかに重要であることを認識しました。

それでは伺います。

その一方で、ヘルパーの問題もあり、大変厳しい現実に直面しているのも事実であり、今の状態が続いた場合、ヘルパー事業等を撤退する考えがあるのかどうか、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 社会福祉協議会の役員の中には村長は入っていないわけなんです、今後ともやはり社会福祉協議会は独立した団体です。ですから、そこに当然会長がおりますし、副会長がいる。そんな組織の中で私が行っている話できる立場ではない。また、常時会長がお見えになって、こういう事業はどうしたらいいですかとかと、そういう相談は受けますけれども、それに対して村としての考えはこうですよ、ああですよということは言う立場にあると私は考えております。ですから、協議会の中で、会議の中に入っていくということは、これはかえって邪魔になるんじゃないかなと考えております。

そして、社会福祉協議会というのは、やはり福祉事業を支えるにおいてはなくてはならない団体だと思っています。これがいろんな事業をやってもらっているわけなんです、どうしてもな

かなか、私が知っている中では、福祉というのはなかなか一生懸命やってもそれに見合うだけの報酬が得られないとか、そういうふうなことがありますけれども、確かに厳しいですから、仕事が大変だというのは分かります。その中で、やはり募集しても、来ても1年か2年で辞めていくという、その繰り返しが今の状況になっているのじゃないのかなと私は思っております。ですから、じゃ報酬を上げれば来るのかというと、そういうことでもないということは考えられるのかなと。

その中で運営するためには、村は社会福祉協議会に対していろんな支援をしながら支えていかなければならないだろうなど。ですから、社会福祉協議会に出資する額も年々上がってきてはおりますけれども、それでもやはりなくせない事業だということと認識しながら取り組んでいるところでございます。

厚生課長、答弁しますね。

○議長（福山恵一郎君） 厚生課長。

○厚生課長（松森恵理子君） 才神議員の質問にお答えします。

私は理事の一員として議会に出席しております。そして、その中でヘルパーの現状、村内にチラシを配布しても申込みがない、そしてハローワークに来て募集登録をしても、応募の申込みもなければ問合せもないということは、その場で報告を受けておりますが、理事会の中で、それではどうしたらいいだろうかというのは、あまり理事の中からは意見は出ないというのが毎回の現状です。

これから、私たちも本当にヘルパーが足りないというのはもう身にしみて、隣に社協がおりますので感じておりますので、社協と協力してこれからヘルパーの事業運営に当たっていかねばならないとは思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） 大変ありがとうございます。

高齢、認知症、介護は今の私たちには避けて通れないことです。認知症介護者に接することは本当に大変なことで、忍耐力、体力、そして精神力が必要だと思っております。ヘルパーに限らず、村では高齢者のために働いている人がたくさんいると思います。そして、安心して日常生活が送れるよう、村では十分な介護サービスに努めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福山恵一郎君） 以上で才神幸男君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る10日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時08分）

第 3 日 (9月10日)

令和3年第3回新郷村議会定例会

令和3年9月10日（金曜日）午前10時02分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第57号から議案第64号まで（決算特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第66号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第67号 新郷村過疎地域持続的発展計画案について
- 日程第 4 議案第68号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第3号）案について
- 日程第 5 議案第69号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 6 議案第70号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 7 議案第71号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 8 議案第72号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 9 議案第73号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第10 議案第74号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第11 議案第75号 発議第2号（意見書第2号）コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（7名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
6番	滝沢仁君	7番	細川真理子君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（1名）

5番 村岡和俊君

地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名

村 長	櫻 井 雅 洋 君	副 村 長	横 田 堅 悦 君
教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	高 村 郁 子 君
会 計 管 理 者	桜 井 真 紀 子 君	農 林 課 長	遠 藤 勇 一 君
企 画 商 工 長	櫻 臺 博 明 君	税 務 課 長	戸 田 ひ と み 君
住 民 課 長	沢 口 く み 子 君	厚 生 課 長	松 森 恵 理 子 君
診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君	教 育 委 員 会 長	福 山 佐 登 志 君
建 設 課 長	福 山 徹 君	総 務 課 長	高 見 憲 一 君
代 表 監 査 委 員	井 上 隆 美 君	農 業 委 員 会 長	

職務のため出席した者の氏名

議 事 局 会 長	本 間 由 美 子 君	主 査	谷 地 村 光 代 君
-----------	-------------	-----	-------------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時02分）

◎議案第57号から議案第64号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、議案第57号から議案第64号までの8件を一括議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○決算特別委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

この決算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

令和2年度新郷村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は、お手元に配付したとおり、それぞれ認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第64号までの8件に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものがあります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第64号までの8件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定しました。

◎議案第 6 6 号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第 2、議案第 6 6 号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 7 号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第 3、議案第 6 7 号 新郷村過疎地域持続的発展計画案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 7 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 8 号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第４、議案第６８号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第３号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第６８号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第６８号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第５、議案第６９号 令和３年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第６９号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第６９号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７０号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第６、議案第７０号 令和３年度新郷村後期高齢者医療特別会計

補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第７０号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７０号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７０号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第７、議案第７１号 令和３年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第２号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第７１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７１号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第８、議案第７２号 令和３年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第9、議案第73号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第10、議案第74号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第11、議案第75号 発議第2号(意見書第2号)コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

稲葉嘉浩君。

○1番(稲葉嘉浩君) おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

説明は案文の朗読をもって代えさせていただきます。

議案第75号 発議第2号(意見書第2号)コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月10日。

提出者、新郷村議会議員、稲葉嘉浩。

賛成者、新郷村議会議員、才神幸男。

新郷村議会議長、福山恵一郎殿。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスの感染症拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会補償等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に

実現されるよう、強く要望する。

記。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年9月10日。

青森県三戸郡新郷村議会。

議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり決定しました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出方法につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、そのとおり決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前10時21分)

◎村長挨拶

○議長（福山恵一郎君） 村長のご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る9月3日から始まった本定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

今定例会は、一般会計、そして特別会計の決算承認に関する議案が主なものでありましたが、一般会計の財政状況も報告案件で示したとおり、財政力指数が小さいものの財政健全化に符合しております。

令和2年度決算で、財政調整基金4億5,000万円、減債基金3億5,900万円、いきいき新郷むらづくり基金5億800万円で、一般会計の基金合計で14億2,400万円となり、前年度比11.3%積み上げており、財政内容も良好であると判断しておりますが、有事の際の歳出や公共施設の老朽化等々を考えると、まだまだ安心できる財政ではないと思っております。

今後は、村が抱えております課題解決に向け、本定例会に提案いたしました新郷村過疎地域持続的発展計画と新郷村総合計画を基本に、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、微力ながら職員共々頑張ってまいりたいと思っております。

会期中、議員皆様方から寄せられたご意見、ご要望等については、十分精査、検討しながら村

政に反映されるよう努めてまいりたいと考えております。そして、ご承認されました議案内容については、適正かつ円滑に運用し、対処してまいります。

これからは農作物の収穫期を迎えますが、今年度産の米価が大幅に減になるような報道がされ、農家経営に支障が来すものと予想されます。村として、最善の政策を考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

議員皆様には、コロナ対策を講じながら健康に十分留意され、村発展にさらなるご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和3年第3回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時25分）

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議 案 番 号	件 名	審 査 の 結 果
議案第57号	令和2年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきもの
議案第58号	令和2年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第59号	令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第60号	令和2年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第61号	令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第62号	令和2年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第63号	令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
議案第64号	令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

令和3年9月10日

決算特別委員長 滝沢 仁

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

提 出 者	賛 成 者	提 出 年 月 日	可 決 年 月 日
稲葉 嘉浩	才神 幸男	3 . 9 . 1 0	3 . 9 . 1 0

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会補償等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、左記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。
- 令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２１年９月１０日

青森県三戸郡新郷村議会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 1 月 19 日

議 長 福 山 恵一郎

署 名 議 員 横 道 一 男

署 名 議 員 才 神 幸 男